

HT-221-2

HTTR の新規制基準対応に係る  
設工認申請の要否確認について

令和 3 年 1 月 28 日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高温ガス炉研究開発センター

高温工学試験研究炉部

## 1. 概要

H T T R原子炉施設の新規制基準適合性審査に係る設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）に係る全4分割申請のうち第4回の申請は、最後の設工認申請になることを踏まえ、原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可書」という。）に基づく設工認として、全体を通して申請されるべき全ての設備が申請されていることを以降に示す体制、プロセスにて確認した。

## 2. 確認作業体制について

確認作業に係る実施体制図を図1に示す。

確認作業は、次項に示す作成者が作成した成果物（別表1，別表2及び別表3）について、H T T R運転管理課の確認者（マネージャー1名）により実施するとともに、職制に従い上位職者（確認者と別のマネージャー1名及び課長3名）が実施した。

確認作業後には、高温工学試験研究炉部品質保証委員会において、確認作業のプロセスの妥当性についての確認を受け、高温工学試験研究炉部長の承認を受けた。

その後、大洗研究所原子炉施設等安全審査委員会において、作業体制及び作業プロセスの妥当性確認を受け、原子炉施設等安全審査委員長に確認された。

上記の体制により確認を受けた別表について、大洗研究所長の承認を受け、H T T R原子炉施設の設工認が漏れなく申請されることが確認された。

## 3. 確認作業プロセスについて

新規制基準適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることについては、以下を作成し確認した。

- ①設置許可書及び設置許可審査のまとめ資料に記載された設備機器を洗い出し、洗い出された設備機器に対して試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）への適合性の要否を取りまとめた整理表（別表1）
- ②技術基準規則に対応する原子炉施設の新規制基準対応に係る設工認一覧（別表2）
- ③技術基準規則に対応する既認可の設備を含めた適合性一覧（別表3）

上記のうち、①について、別表1については、令和2年6月8日の審査会合において原子力規制庁により了承されているが、その後の設工認審査での確認事項を踏まえ、また、本申請が最後の申請であることを踏まえて、改めて確認作業を実施した<sup>注</sup>。その結果、一部、要否判定等の整理の見直しはあったものの追加で設工認申請する設備機器はないことを確認した。

②について、別表1において新規制基準対応のための設工認申請が必要と整理され

た設備機器に関する技術基準規則への適合性の説明がなされ、必要な計算書等が添付されていることを別表 2 により確認した。

③について、別表 1 において新規要求事項として示された条文のうち、新規制基準対応を除く既認可の設工認申請にて要求事項を満たすと整理した設備機器に対し、適合性の説明を別表 3 により補足し、内容を確認した。

上気「2.」で示した確認作業体制により確認を実施し、新規制基準適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることを確認した。

---

注) 設置許可書の基本設計方針からみた設工認の申請漏れ確認については、令和 2 年 6 月 8 日の審査会合資料「別紙 1 H T T R 許可基準規則への対応と後段規制の関係」に代わり、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」第 3 条による改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う試験炉規則に従い、全ての設工認申請書に添付している設置許可書との整合性を説明する資料、及び設置許可書の基本設計方針に記載の設備機器を含んだ本別表 1 より確認している。

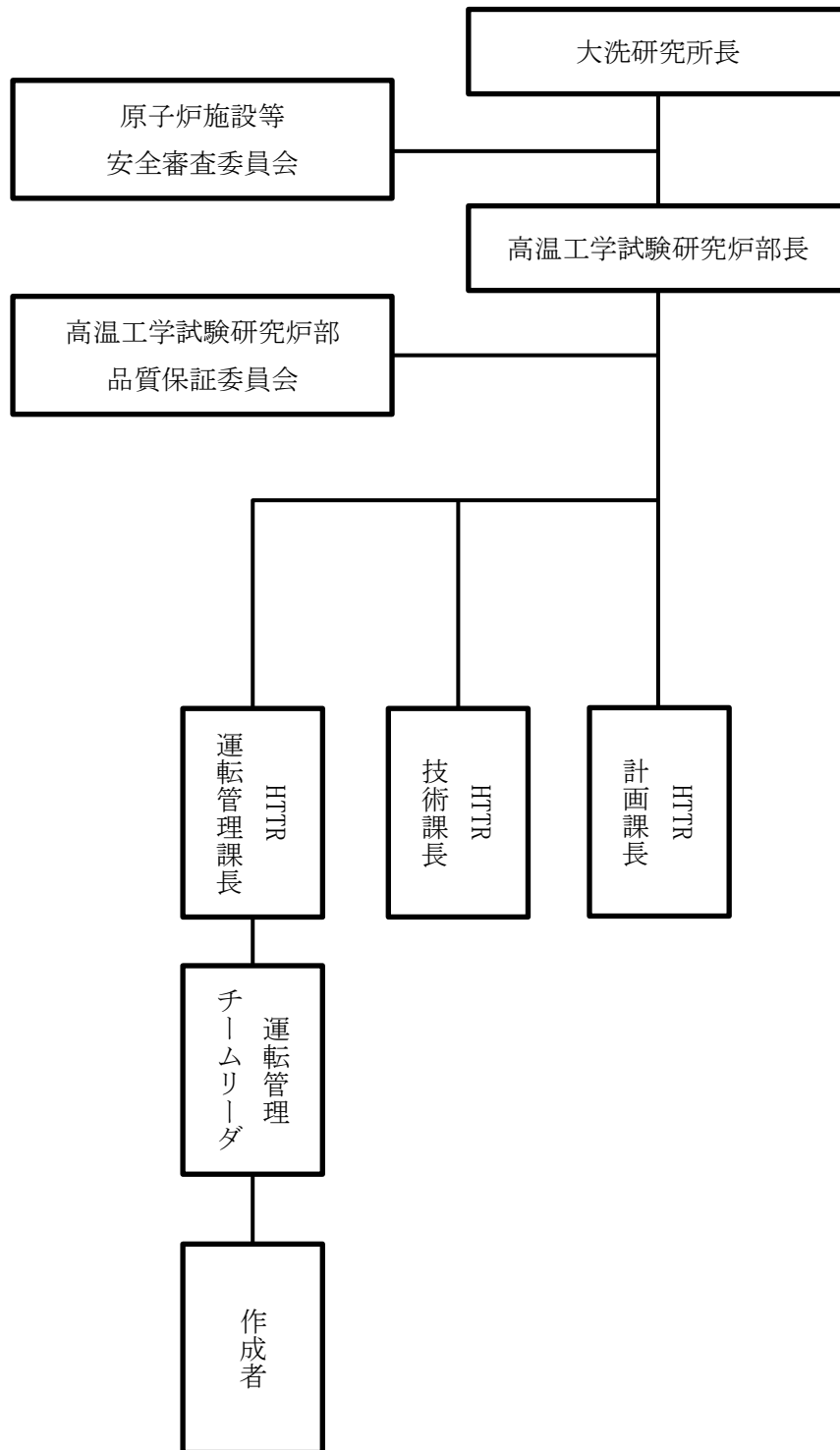


図1 確認作業実施体制